

教職教養 教育法規

■傾向と対策

〔監修〕 内山絵美子（小田原短期大学助教）

Point

教育法規で学習すべき領域は大きく4つに分けられます。①教育の原則を定めた法規（日本国憲法，教育基本法），②学校教育に関する法規（学校教育法，学校保健安全法，学校図書館法，学校給食法），③教員に関する法規（地方公務員法，教育公務員特例法），④教育行政に関する法規（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）です。

各領域の特徴を見ていくと，①は教育の理念を定めた重要な条文が多いものの，やや抽象的な印象が強いので，学習の取り掛かりには不向きと思われる場合があります。

多くの参考書や問題集が①から説明されることが多いのですが，より学校での教員生活にかかわりが深い②や③から学習をスタートさせるというのも良いです。

よう。

②の領域は学習する条文の数が多く，その分出題の割合も高いです。教員の実務に関する内容であるので，実際の学校生活を想像しながら早めに取り組むとよいかもしれません。

③は特に全国的に出題頻度が高い領域です。しかし，ごく限られた条文からの出題になりますので，得点に結びつけやすい領域でもあります。逆に言えば，受験者の多くが正答できる領域であるため，確実にしておかなくてはなりません。

④の領域は教育委員会の仕組みなどが主な内容ですが，出題頻度は他の領域に比べて高くないため，教育法規の学習が完成段階に入ってから学習を始めてもよいでしょう。

〈教育公務員特例法第1条〉

01 次の(1)～(3)は，教育基本法，地方公務員法及び教育公務員特例法の条文の全部又は一部である。(A)～(D)に当てはまる言葉をそれぞれ書きなさい。

(1) 教育は，その目的を実現するため，学問の自由を尊重しつつ，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

二 個人の価値を尊重して，その能力を伸ばし，創造性を培い，自主及び(A)の精神を養うとともに，職業及び生活との関連を重視し，勤労を重んずる態度を養うこと。

四 生命を尊び，自然を大切にし，(B)に寄与する態度を養うこと。〈教育基本法第2条〉

(2) 職員は，その職務を遂行するに当つて，法令，条例，地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い，且つ，上司の(C)に忠実に従わなければならない。

〈地方公務員法第32条〉

(3) この法律は，教育を通じて国民全体に(D)する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき，教育公務員の任免，給与，分限，懲戒，服務及び研修等について規定する。

02 次の文章は，教育に関する法令の一部である。(A)～(E)に当てはまる言葉の組み合わせとして正しいものを，あとの①～⑤から選びなさい。

(教育基本法)

第13条 学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの(A)を自覚するとともに，相互の連携及び協力を努めるものとする。

(教育職員免許法)

第9条の2 免許管理者は，普通免許状又は特別免許状の有効期間を，その満了の際，その免許状を有する者の(E)により更新することができる。

(学校教育法施行令)

第8条 市町村の教育委員会は，第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において，相当と認めるときは，(U)の申立により，その指定した小学校又は中学校を変更することができる。

(教育公務員特例法)

第1条 この法律は，教育を通じて国民全体に奉仕

する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき，教育公務員の任免，給与，分限，懲戒，(E)等について規定する。

- ① ア 役割と責任 イ 届出
ウ 保護者 エ サービス及び研修
- ② ア 使命と職責 イ 届出
ウ 学校 エ 停職及び退職
- ③ ア 使命と職責 イ 申請
ウ 保護者 エ 停職及び退職
- ④ ア 役割と責任 イ 申請
ウ 保護者 エ サービス及び研修
- ⑤ ア 使命と職責 イ 申請
ウ 学校 エ サービス及び研修

03 次の(1)～(5)は，ある法令の条文を記したものである。各条文の()に当てはまる語句を書きなさい。また，各条文が記載されている法令名を略さずに書きなさい。

(1) 思想及び良心の()は，これを侵してはならない。

(2) 教育公務員には，()を受ける機会が与えられなければならない。

(3) 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては，児童等の()の発達に必ず等教育上必要な配慮をしなければならない。

(4) 学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の()及び協力を努めるものとする。

(5) ()は，食に関する適切な判断力を養い，生涯にわたって健全な食生活を実現することにより，国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として，行われなければならない。

04 次の(1)～(3)は，「日本国憲法」(昭和21年11月公布)の条文の一部を基にしたものである。(a)～(c)に当てはまるものをア～カから選ぶとき，正しい組み合わせとなるものをあとの①～⑧から選びなさい。

(1) この憲法が国民に保障する自由及び権利は，国民の不断の努力によつて，これを保持しなければならない。又，国民は，これを濫用してはならないのであつて，常に(a)のためにこれを利

用する責任を負ふ。(第12条)

(2) すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び(b)に対する国民の権利については，(a)に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。(第13条)

(3) 思想及び(c)の自由は，これを侵してはならない。(第19条)

- ア 恒久の平和 イ 公共の福祉
- ウ 幸福追求 エ 財産
- オ 表現 カ 良心
- ① a-ア b-ウ c-オ
- ② a-ア b-ウ c-カ
- ③ a-ア b-エ c-オ
- ④ a-ア b-エ c-カ
- ⑤ a-イ b-ウ c-オ
- ⑥ a-イ b-ウ c-カ
- ⑦ a-イ b-エ c-オ
- ⑧ a-イ b-エ c-カ

05 次の(1)～(3)の文章は，日本国憲法，教育基本法，地方公務員法のいずれかの条文である。それぞれがどの条文か，適切な組み合わせを①～⑥から選びなさい。

(1) すべて国民は，ひとしく，その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種，信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によって，教育上差別されない。

(2) すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。

(3) 職員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また，同様とする。

- ① (1) 日本国憲法 (2) 教育基本法
- (3) 地方公務員法
- ② (1) 教育基本法 (2) 地方公務員法
- (3) 日本国憲法
- ③ (1) 地方公務員法 (2) 日本国憲法
- (3) 教育基本法
- ④ (1) 日本国憲法 (2) 地方公務員法
- (3) 教育基本法
- ⑤ (1) 教育基本法 (2) 日本国憲法
- (3) 地方公務員法